6　国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者が必要とする次に掲げる資金 (1)　沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした、次に掲げる事業に必要な資金（当該事業を行うために必要な業務を受託するための資金を含む。） ［ア～キ　同上］ (2)　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第八項の規定に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金（当該事業を行うために必要な業務を受託するための資金を含む。） ［7～10　略］	6　国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者が必要とする次に掲げる資金 (1)　沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした、次に掲げる事業に必要な資金 ［ア～キ　同上］ (2)　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第八項の規定に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金 ［7～10　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○内閣府財務省告示第五号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年総理府大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号ニ、リ、ヌ、ワ及びヨの規定に基づき、主務大臣の指定するものを次のように定める。 ［一～四　略］ 五　令第二条第一号ヲの資金 林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（8から10までに掲げるものについては、育林業を営む者に限る。） ［1～9　略］ 10　株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第二十九条の施行後における法第十九条第一項第四号の規定に基づき公庫が令第二条第一号及び第二号に掲げる者に対して融通する当該各号に掲げる資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金 ［六～二十四　略］	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号ニ、リ、ヌ、ワ及びヨの規定に基づき、主務大臣の指定するものを次のように定める。 ［一～四　同上］ 五　令第二条第一号ヲの資金 林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（8及び9に掲げるものについては、育林業を営む者に限る。） ［1～9　同上］ ［号の細分を加える。］ ［六～二十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○こども家庭庁告示第九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月八日

こども家庭庁長官　渡辺由美子